

ヒアリング調査の結果概要

資料 6

対象団体	ヒアリング概要
<p>・東京都</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興グランドデザインは、直下型地震の発災後、迅速に計画的な復興ができるように、事前に東京の震災後の都市づくりのあり方（指針）を提案したものである。内容は、東京都が被災後2ヶ月以内に作成する広域復興計画の中の「復興目標」「土地利用方針」「都市施設の整備方針」「市街地復興の基本方針」等に該当する。また、6ヶ月以内に取り組み都市計画決定後の都市施設の事業方針や都市計画決定、その他さまざまな事業・制度・財源・体制等も示している。（6ヶ月以降は、復興事業計画の作成と事業実施）グランドデザインに示した震災時の将来像と平常時の将来像（都市構想2000、都市づくりビジョン、都市マスタープラン、防災都市づくり基本計画）の目指す目標は同じである。なお、グランドデザインは社会経済状況の変化などを踏まえて必要に応じて見直す。 ・ 東京都震災復興マニュアルにおける都市復興のプロセスやシナリオは、阪神・淡路大震災の実態を参考にして作成したものである。 ・ 東京都震災復興マニュアルを参考に、区市町村における震災復興施策が迅速かつ円滑に実施できるよう、区市町村担当者向けの標準的なマニュアルを作成中である。本マニュアルは、都と区市町村の役割分担を踏まえ、都市復興及び住宅、暮らし、雇用など生活復興についての具体的な施策を取りまとめることとしている。 ・ 東京都震災対策事業計画は、首都直下地震による被害の軽減を目指し、災害に強い首都東京をつくることを目的としており、東京都地域防災計画で定めた減災目標の達成を見据え、3年後の目標を設定している。 ・ 現在取り組んでいる復興模擬訓練は、震災後、行政担当者や地元住民等が地域に根ざした復興のあり方を協議する時の土壌づくりとなる。 ・ 今後検討会にてシナリオを検討する際、生活復興については、特に住宅再建が大きな課題となるのではないかと。
<p>・神奈川県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災復興対策マニュアル（以下復興マニュアル）は、復興対策を円滑かつ着実に実施するためのガイドラインとしての位置づけで、関係機関や震災復興に係る専門家等の意見を踏まえながら市町村らの合意形成の上、平成17年4月に策定したものである。なお、市町村へは配布済みである。 ・ 復興理念の試案を示しており、復興体制や復興対策（市街地復興対策、都市基盤施設等の復興対策、生活再建支援対策、地域経済復興支援対策）について記載している。 ・ 被災者の生活に関しては、身体、家族、住宅、財産、就業の変化から、震災前より良い生活にする「復興」は勿論、「復旧」も難しいため、“生活復興”ではなく「再建」を課題とし、“生活再建支援”について検討を行っている。 ・ 震災復興本部に「災害復興総合推進局（以下推進局）」を設け、震災復興本部各部の連絡調整を行うと共に、本部会議の運営等について調整を行うこととしている。 ・ 経済や地域特性等の社会情勢を踏まえた復興理念の検討やシナリオ型タイムスケジュールの作成等が今後の課題となっている。 ・ 復興マニュアルは随時見直しを行っている。
<p>・千葉県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県として影響の大きな地震は東京湾北部地震(M7.3)、千葉県東方沖地震(M6.8)、三浦半島断層群(M6.9)である。その他各市町村直下のフィリピン海プレート上面でM6.9の地震の地震動も計算している。 ・ 千葉県の震災復興マニュアル（県の行動マニュアル）はたたき台を作成しており、策定中（完成時期は未定）である。 ・ 震災復興マニュアルでは、復興に係る各種の対応を統括する復興本部の設置を検討している。 ・ 国の復興ビジョンが策定されることが望ましい。 ・ 復興のための自治体への財政措置をはじめ、復興に当たって障害となる項目を洗い出し、法改正をするなど対応を進めていただきたい。 ・ 早期の仮設住宅建設や住宅再建には震災廃棄物（ゴミ、がれき等）を早期に処理することが不可欠である。震災廃棄物の処理に係る広域調整について国として検討をして頂きたい。また震災廃棄物の処理にあたり、環境への配慮についても国として検討をしていただきたい。 ・ 新潟県中越沖地震では、被災地域外の自治体として被災者に県営住宅や県職員住宅を提供した。 ・ 首都直下地震が発災した場合は、千葉県も大きく被災することから多くの被災県民の居住確保が必要であり、都心からの疎開者の受け入れは難しいと考えられる。都心の問題だけを考えるべきではなく全体の問題を考えるべきである。

<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市は首都直下地震より南関東地震による被害の方が大きいと想定されるため、防災計画等の作成は南関東地震を対象地震として行っている。 ・現在、地震発災時における区の行政業務のBCP作成のため、重要業務等の業務優先度を検討している。 ・大企業は自社で既に減災計画に取り組んでいると考えられるため、中小企業のBCPについての検討を行っている。 ・耐震バースの整備を進めているが、液状化により輸送道路の確保が難しくなることが想定される。 ・八都府市の取り組みは応急～復旧中心であり、現段階では復興に関する検討は行われていない。 ・新潟市との危機発生時における相互応援協定や、東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定を締結している。 ・新潟県中越地震の際には群馬県赤城村の横浜市の保有施設や横浜市営住宅に被災住民を受け入れた実績がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度から地震被害想定の見直しと地震防災戦略の策定（平成21年度策定予定）を進めている。 ・川崎市直下の被害想定における地震規模は、M6.9ではなく、M7.3で行っている。（地震規模は市独自に被害を大きめに設定） ・被害想定と地震防災戦略の策定に併せて、地震災害を対象とした行政BCPの策定を行う予定（新型インフルエンザについても同時に策定する）。 ・事前復興計画・ビジョンについては、都市整備関連部局（本市まちづくり局等）を中心に、その重要性を認識している。しかしながら、事前復興計画・ビジョン等は概念が一般化しておらず、手続き中心なのか、マニュアル作成が中心なのか、あるいは私権制限を想定した事前計画案の提示まで含めるのかなど、都市によって考え方や扱いは多様である。本市においては、庁内的に広く認識されるという状況までは至らず、具体化にあたっての予算措置は困難な状況にとどまっている。 ・将来検討していきたい事前復興計画・ビジョンについては、静岡市の事例が参考となると考えている（事前復興計画・ビジョンにおいても、一部、復興プロセスが含まれると考えられる）。復興マニュアルを検討する際にも、神奈川県震災復興対策マニュアルとの整合性も図っていく必要がある。 ・国としての首都圏域における事前復興計画・ビジョン、復興プロセス等が明示されれば、今後各自治体において、これらの計画策定や取り組み連携がスムーズに進められると考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興対策を考える上での主な対象地震は、さいたま市に被害の大きい東京湾北部地震(M7.3)、さいたま市直下地震(M6.9)であり、来年度これらの地震被害想定を検討を行う予定である。（※50mメッシュで詳細に検討） ・策定中の地域防災計画（第4部震災復旧・復興計画第1章総合的な復旧・復興計画）では、災害事後に策定する震災復興方針、震災復興計画があり、震災復興方針の中に都市復興基本方針、都市復興基本計画が位置づけられている。 ・復興ビジョンは未計画である。また、都市づくりの視点から復興ビジョンや（市街地）復興計画を考える場合は都市系セクションの管轄であるが、災害復旧の視点から復興計画を考える場合は危機管理系セクションが全体的な取りまとめをすべきであると思う。しかしながら全庁を交えて、具体的な調整・検討を行うことは難しい。 ・復興ビジョンの策定には、国による技術的支援および経済的支援が必要である。 ・さいたま市都市計画マスタープランは2010年に更新予定なので、地域防災計画の復興計画との整合性を図る必要がある。 ・災害事後における復興計画の策定に係るマニュアル作成は今後の課題である。 ・応急段階において、大量の死体やゴミおよび廃棄物が発生し、斎場および最終処分場の確保について広域調整が課題である。 ・仮設住宅用地として、さいたま市内の公園等を候補地として選定している（仮設住宅建設4160戸、仮設住宅用地383,700㎡）。 ・さいたま市は今後も人口増加の傾向にあり、都心からの疎開者の受け入れを目的とした住宅の空きストックの確保は難しい。 ・1都5県5政令市と住宅金融支援機構による「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」の締結により、災害時は復興住宅に係る経済的支援（復興住宅融資等）の情報提供を行う住宅相談の窓口を市に設置する。
<ul style="list-style-type: none"> ・葛飾区 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな都市マスタープランには、全体構想のひとつとして、「都市復興方針」を打ち出せないか検討中である。 ・既往の都市マスタープランでは、新規の生活幹線道路などを提案しており、これらを「都市復興方針」に反映できないかと考えている。 ・復興模擬訓練は新小岩で一度行なっているが、現在、作成中の復興マニュアルの検証を含め、区の単費で堀切地区において進めている。

	<ul style="list-style-type: none"> 堀切地区は、まちづくりや防災などについて、地域の方々の意識も高く、復興模擬訓練においても、活発な議論がされるとともに、行政の発想を越えた提案があるなど、地域の理解も得ながら進んでいる。 新小岩で実施した模擬訓練における復興計画は、区案と住民案では異なる成果が出た。 既往のまちづくり組織が参画する模擬訓練であったため、現状の市街地（災害がない場合）において課題として認識している内容などが復興計画に盛り込まれている。（ただし、訓練での復興計画については取り扱いが難しい） 河川・道路・まちづくりなどの枠を超えた自由度の高い事業制度を構築できないか。しかし、財源確保については、職員のマンパワーと表裏一体の関係にあるので、自治体としても、人材育成を含め、進める必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> 八王子市 	<ul style="list-style-type: none"> 都下での復興模擬訓練は当市のみであり、平成17年度に市街地類型を整理し、初の訓練を実施。平成18～19年度にコミュニティ意識が高い地区（打越町旭が丘団地）にて実施した。（同地区は、昭和30～40年代に定住化が進んだ尾根筋に立地する宅造住宅団地である。） 宅地造成地、スプロール住宅地、中山間地、中心市街地、ニュータウンなどと多様であり、区部とは性格の異なる復興マニュアルが必要になると考えられる。 各市街地類型にて順次復興模擬訓練を実施している。 復興模擬訓練の成果は、図面化された復興計画だけでなく、震災対策への地元理解や復興方針のあり方を問いかけるものである。 被害想定は多摩直下（M6強）を前提としている。 行政区域が広いので、復興マニュアル策定にあたり、行政の体制と市民の対応について手順やタイミングのすりあわせが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> 中野区 	<ul style="list-style-type: none"> 「中野区2050年・区民生活の展望」について、人口・土地利用・地域経済・区民の意識等の側面から研究（2007年度から2009年6月まで）。 区内事業系部局から独立したスタンスでシンクタンクとして検討を行っている。 通常の5～10年単位の短期的な将来像（例：新しい中野をつくる10か年計画）に比べ、超長期的な将来像を検討している。 超長期のシナリオプランニングは、マニュアルに基づかない場合が多い。 各省庁が取りあげている超長期的な課題を情報収集し、区民意見を取り入れ、テーマ別のシナリオを複眼的にとらえて検討している。 検討手順は「①都市像（目標）の設定」→「②ドライビングフォース（変化要因）の抽出」→「③シナリオロジックの構築」→「④ストーリーと戦略づくり」となる。 1986、87年に既往の調査結果があり、比較を行っている。（都市のイメージなどを把握） 「③シナリオロジックの構築」のために、「現状」→「視点（留意点）」→「キーワード」を整理している。 検討にあたり、より多くの主体の意見を取り入れることが望ましい。（超長期的なケースについては、イメージで表現することとなる）
<ul style="list-style-type: none"> 東京ガス 	<ul style="list-style-type: none"> 導管網の配備状況から幹線道路等を境として101のブロックに分け、一定以上の地震動を感知すると該当ブロックのガス供給を自動的にシャ断させるシステムSUPREME（超高密度地震防災システム）を整備している。 ブロック分けは河川、幹線道路、鉄道等によって区分されている。 地域冷暖房が整備されている再開発エリアは中圧以上であり、構造システム上、供給が遮断されることは原則としてはないと考えてよい。 供給指令センターのバックアップとして、供給指令サブセンターを首都圏内のある箇所に整備している。 LNGは自社保有タンクにて、各年度の期末時点で年間平均使用量の20日分程度を保有している。地震時には被災しないようLNG基地は分散しており、万が一、1工場のLNG受入が受け入れ不能となった場合でも供給ネットワークによる工場間相互バックアップにより供給安定性は維持可能である。 また、災害時のガス供給量確保のため、他社高圧パイプラインとの連携により供給安定性の維持向上策も実施している。 地震時の低圧ガス供給停止に際して、その復旧において社会的に優先すべき需要家施設として、病院（約900件）、特別養護老人施設（約500件）、避難所（2200件）、災害対応中心施設（100件）、等を対象としている。

<ul style="list-style-type: none"> 東京電力 	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力の防災対策としては、社内資料で「非常災害対策規程」「非常災害対策基本マニュアル」「非常災害予防活動マニュアル」「非常災害応急対策復旧活動マニュアル」＜全て社外秘＞を定め、社内関係者が一貫して見られる社内システムに登録している。社外に対しては、災害対策基本法に基づき作成・修正している「防災業務計画」を当社ホームページ等に掲載している。規程・マニュアル・計画等については、法令並びに訓練等により見直しが発生した場合は、速やかに関係部署との調整・社内承認を踏まえ、最新版に更新している。 訓練については、年1回以上実施している。特に社内全箇所と関係する訓練・事業所単位で実施する訓練、また社外（国・地方自治体・行政等）と連携した訓練等を実施しており、その訓練で得られた課題等をマニュアルに反映させ更新を行っている。 国が平成15年～17年の中央防災会議の首都直下地震専門調査会で検討・答申した首都直下地震対策における復旧目標に向け、社内整備を進めている。国の検討（代表地震は東京湾北部地震）に基づき、電力は応急復旧を6日間としていることから、その復旧目標に向けた対応を目指した社内検討等を実施している。 首都直下地震対策大綱でしめされている首都中枢施設は、例えば電力でいえば、電力供給の多重化、耐震化並びに自家発電による対策がうたわれているが、具体的な対象施設が選定されていないため、企業における検討が難しい状況だと思われる。 火力発電所等の燃料として、社内備蓄燃料で不足する場合は、石油協会や他の電力会社から応援をもらう。また、病院などの重要施設において、応急復旧までの間、電源車にて供給することになるが、それらの運搬経路の確保が必要となる。地下変電所や各所の非常用発電機において水冷式の場合、水道供給が停止した場合は、運転継続ができなくなる。 当社のリスク対策の一つとして、発電所については、一つの事象（災害）による影響を回避できるよう、出来る限り電源施設を分散配置している。国で検討していた首都直下地震対策専門調査会より地震波を頂き、火力発電所に及ぼす影響等も評価していること、また、その波が発電所等の直下で発生した場合についても検討を進めている。 災害復旧における電力への要望は、まずは社会復興に何が何でも必要な電力の応急復旧を要請されていると思っている。その後、関係機関等と調整し、恒久復旧を目指す工程となるものと考えている。 首都直下地震（代表地震は東京湾北部地震）における復旧要員としては、東京電力並びに関係会社だけの要員だけでは、国で検討した電力の応急復旧6日間ではできないことから、他電力並びにその関係会社等の協力も必要となり首都に多くの復旧要員を呼ぶこととなる。そのための復旧拠点等の確保についても事前に関係機関等と調整をしている。（例えば東京都等と） 災害時における電力復旧状況については、PRカーによる広報、インターネット（文字情報）、行政防災無線等による広報を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> 関東地方整備局 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾BCPとは、多数の港湾関係者が協力して、首都直下地震時に着目した、港湾物流の復旧及び事業継続に関して、協働意識や目標・役割分担を明確にするための検討を行っている。物流への影響を最小限に食い止めることによって、日本の国際競争力を維持する事を目的としている。 有識者及び港湾関係の行政や民間事業者との委員会を、平成18年度から開催、平成21年度には、阪神淡路大震災の時の大阪港連絡協議会を参考にした、協議会設立を目指している。 港湾物流の継続には、まとまった貨物の取扱量や、安全な航路の確保が不可欠となる。陸上の港湾施設の検討については、横浜港をモデルとして取り組んでいる。将来的には東京港等を含めた関東全域の港にも取り組みを広げて行く予定航路の検討については、東京湾全域として取り組んでいる。 横浜港にて東京港（東京湾北部地震：M7.3被災時）のバックアップ機能をどの程度カバーできるかを中心に検討中であり、今後は東京港にて横浜のバックアップの検討も実施する予定である。また、港内、東京湾内、関東地方整備局管轄内といった対象範囲により検討課題が異なる。 陸地部（物を置いておくヤードや道路）や、東京湾の入口や航路にボトルネックがあると、物流を大きく妨げることが想定される。 神戸の港湾とは異なり、岸壁延長も長く、被災後の点検作業工程だけでも相当の時間を要する。（点検の効率化・短期化もBCPの一環となる）
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業庁 	<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害において、被災中小企業支援の基本パッケージとして、①特別相談窓口の設置、②災害復旧貸付の適用、③既往債務の返済

	<p>条件緩和等の対応、④中小企業共済災害時即日貸付の適用 を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保障制度（保証協会）については、復興需要を踏まえた期間延長等も含め、最大1年程度（通常は3ヶ月×1～2回の延長）の期間で支援を行ってきた。延長期間については復興時の需要を踏まえ対応してきた。 ・被災中小企業復興ファンド（中小機構）については、県に委員会を設置して補助対象事業を検討するなど、地域のニーズに即した中小企業への復興支援策として期待できる。 ・首都直下の場合におけるファンド活用については、複数都県の調整課題に留意する必要がある。基金の不足分については、これまでの実績では、補正予算により対応してきた。 ・中小企業へのBCPの支援策として、①BCP運用指針のホームページ公開、②中小企業向け融資制度（政府系金融機関・民間金融機関）の活用、③全国の中小企業支援機関を通じた相談・セミナー開催・専門家派遣等を進めている。 ・中小企業向けアンケートでは、BCPについては余り知られていない現状が分かったが、BCP普及セミナー参加者からはBCPの必要性を認識した回答が多く見られた。
<p>・災害復興まちづくり支援機構</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災での取り組みを教訓として、東京を含め、全国で5つの都市で専門職能団体が集い、事前復興のための連携活動が行われている。 ・東京では、既に17の士業団体が登録しており、最大7万5千人のマンパワーがあり、全国的な支援団体づくりを目指している。 ・平成19年には、東京都との復興まちづくりの支援に関する協定、平成20年には新聞社との移動相談所開設の協定も結ばれた。 ・東京都との連携により、事前の復興対策にかかる講演会・シンポジウム等の参加呼びかけも円滑に行われ、復興模擬訓練の参加・支援を通じて各士業の理解も深まった。 ・機構の附属研究会では、①専門家の役割：1士業、2士業の場合でできる対応内容の検討、②マンション問題：再開発コーディネーター協会が中心となりマンションの復興問題を検討、③企業復興問題：BCPの取り組み推進の検討、④専門家連携に関する研究：専門家を集める方策や被災地外との連携方策の検討を行っている。 ・ワンストップなどの相談については、応急～復旧時期の行政対応の分野が多くなるが、復旧～復興期にかけては被災者からの様々な相談が見込まれる。相談にあたり、特定の専門家だけでなく、様々な分野の士業団体が連携して対応する必要がある。 ・日弁連では、各地域の弁護士会を通じて、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震における弁護士の取り組み、住民等の生活再建にかかる調査報告書（記録）を残すなど、将来の災害対応に役立てる取り組みを行っている。 ・首都直下地震においては、各専門家も被災者となり、相談に係る支援についても移動手段の確保が困難等、多くの課題が残されている。全国的な連携体制を構築していくことが今後の取り組み課題といえる。（東京内での士業団体の連携から、全国（少なくとも現時点で設立されている5つの団体）との連携へ）
<p>・UR都市機構</p>	<p><復興に係る既往の取組み実績について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県中越地震等において、国土交通省の要請を受けて応急危険度判定士の派遣を行った。 ・地方公共団体からの要請を受け、阪神・淡路大震災においては約40ha、新潟県中越地震においては約10haの保有用地を応急仮設住宅建設用地として提供した。 ・阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等において、地方公共団体からの要請等に基づき、被災者の暫定入居用として機構賃貸住宅を一定期間貸与した。 ・新潟県中越沖地震において、柏崎市の要請を受けて、まちづくりの視点から復興計画の策定支援を行った。特に現地に復興支援プロジェクトチームを立ち上げ、復興公営住宅の整備、防災拠点の整備、「えんま通り商店街」再生等の支援業務を行い、復興まちづくりのコーディネートを実施した。また、福岡県西方沖地震においても福岡市の要請を受け、被災住宅地の復興のコーディネートを実施した。 <p><復興に係る今後の取組み等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機構の災害対策については、賃貸住宅の建設・管理等やまちづくりに携わってきた旧公団からの業務や災害対策業務の経験なども踏まえた上で、既に整備済みである。BCPについては、今年度内を目処として策定を進めている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首都直下地震による都市機構における（保有住宅ストック等の）被害想定調査や具体的な行動計画の策定は、今後取り組むべき課題として認識している。ただし、実際の発災時には被害想定と実際の状況が異なることが多分に考えられ、首都圏域広範に多数の住宅ストックを保有することからも、想定範囲や基準の設定が難しい。 ・ 独立行政法人として公的機関の側面を有する一方、効率的経営も求められる組織であることから、首都直下地震による災害対応を前提として、あらかじめ仮設住宅用として提供用地を確保しておく検討はしていない。（要請に基づき、その時点における保有余剰地の提供を検討するに留まる。） ・ 都市機構は、阪神・淡路大震災発災時の公団から独立行政法人と組織形態が異なり、原則、機構自ら住宅建設を行うことができないなど、与えられた役割や実施可能な業務も変わっているため、復興住宅の建設・供給といった直接的な対策を当時と同様に担うことができるかは、不透明である。 ・ 都市機構としては与えられた役割の範囲において、できる限りの対応をすることとなるが、発災時の開発需要や国の政策・財政状況等を踏まえて、新たな事業制度等の検討がなされる場合は、都市機構の役割を含めて検討がされることが望ましい。 ・ 都市機構は、まちづくりにおいては、自らが事業主体として全て開発を行う業務から、民間事業者を都市再生に誘導し及び条件整備を行う業務に主軸が移っており、災害復興においては国や地方公共団体、民間企業等各方面と連携した支援等が期待できる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日銀が取り組む災害時の対応としては、①銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節の継続と、②資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置の実施。 ・ 日銀自体の業務継続において、オフィス（建物施設）、システム、人員の確保が重要であると考えている。 ・ 本店営業所やシステムセンターは首都直下地震の政府想定に耐えうる頑健性を備えている。 ・ 本社機能、システムセンター機能ともに重要業務を継続するためのバックアップ施設を大阪に保有している。基幹システムである日銀ネットは、システム切替作業の開始後2時間を目処にバックアップ施設に切替ができるように整備済みである。また、日銀ネットがダウンしている最中であっても、緊急時の現金取引等の重要業務については、手作業で行えるようにマニュアル等で手順を整備し取引先金融機関に周知している。災害時において重要業務を継続するために必要な人員を公共交通機関を利用せず自力で出勤できる範囲に確保している。 ・ 災害復興期においての日銀は、マクロ経済の状況に応じて金融政策を行うこととなる。 ・ システム障害等、金融機関の一時的・緊急の流動性不足が生じる場合には、資金決済の円滑の確保を図るために、金融機関に対する一時的な貸し付けを行うための法的な制度がある。 ・ 日銀、民間決済システム、各民間金融機関が一体となって金融機能を果たすので、それぞれが機能することが重要である。日銀は其中で最終的な資金決済機能を担う主体として、日銀の業務継続が重要であると認識している。 ・ 同時に経済・金融システムの確保は、日銀のみでは成立しない。日銀は民間金融機関、団体と適宜情報交換を行いつつ、業界全体としてBCPの向上を目指している。